

第 48 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2016 年 7 月 10 日 発 行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋 敦 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 同志社大学「夜間手当」提訴 p. 1	2. 同志社大学と団体交渉 p. 2
3. 立命館大学労働者過半数選挙、結果 p. 2	4. パワハラで近畿大学と団体交渉 p. 2～3
5. 「なんで有期雇用なん!？」学習会 p. 3	6. 夏季カンパのお願い p. 4

## 同志社大学の「夜間手当」差別問題、労働契約法 20 条違反で提訴 第 1 回公判 8 月 19 日(金) 傍聴支援を!!

同志社大学では、夜間の 6 限、7 限の授業を担当している専任教員(期限付き教員含め)に対して「夜間手当」を支給しています。月額 8,000 円が基本で、6 限 7 限を連続して担当している人には月額 13,000 円支給されています。ところが、非常勤講師には夜間に担当しても「夜間手当」は一切支給されていません。大学は支払わない理由について「専任教員は昼間勤務が通常勤務で夜間はそれ以外にあたるので加給し、非常勤講師は本人の希望で夜間の授業を担当しているので特別加給はできない。」と主張しています。

しかし、大学のこの説明は実態と違ってきます。昨年、夜間の 6、7 限の授業を担当した非常勤講師の A さんは、「授業アンケート」で最初から夜間を希望していたわけではなく、夜間も空いていて授業が可能と回答したところ、夜間の授業を担当させられることになりました。非常勤講師が最初から夜間の授業を希望しているという大学の説明は実態と違っていま

す。専任教員が昼間勤務を通常と言うなら非常勤講師だって昼間勤務が通常で、夜間勤務は昼間勤務に比べ負担が大きく何らかの特別加給があつて当然です。実際に龍谷大学や立命館大学では非常勤講師にも「夜間手当」が支給されています。

組合は、この問題について団体交渉だけでは打開が困難なため、昨年 3 月に京都府労働委員会にあつせんを申請し、府労働委員会から、この問題について労使双方が団体交渉を継続し、円満に解決するようあつせん案が示されました。しかし、その後も大学側は不誠実な回答を続けてきました。

この問題で、A さんは「夜間手当」を非常勤講師に支給しないのは労働契約法 20 条(期間の定めがあることで不合理な労働条件の相違の禁止)違反に当たるとして京都地裁に提訴しました。第 1 回公判は 8 月 19 日午後 1 時 20 分、京都地裁第 207 号法廷でおこなわれます。(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ  
電話:06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール:[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

## 同志社大学と団体交渉

6月1日に「就業規則」、「夜間手当」、「有給休暇」の3つの要求項目で同志社大学と団体交渉をおこないました。主な交渉結果は以下の通りです。

①新しい「嘱託講師規定」の周知について。今年度4月から非常勤講師に「大学教員任期法」が適用されることになりましたが、大学はその周知と「同意」について、今年度の契約書で通知し、契約を結んだことで同意を得たと考えていると回答。また、新規の非常勤講師には10年上限があり、2016年3月以前から勤務している非常勤講師が10年で無期転換になることについては、「嘱託講師規定」に書いてあるからと回答し10年上限問題について周知が不十分なことが明らかになりました。

②「夜間手当」について。大学は専任教員への「夜間手当」の支給は36協定に基づく

ものではないと回答。大学はその説明のなかで専任教員の出退勤管理をしていないことを、また「夜間手当」は「任期付き教員」にも同額支給していることを明らかにしました。組合は、「出講アンケート」は「出講希望アンケート」ではなく、「出講可能アンケート」になっている、大学が言う非常勤講師が希望しているというのは実態に合っていないと主張しました。

③「有給休暇」について。組合は「就業規則」で有給休暇を取ることができるが、同時に15回の授業を強制していることは矛盾していると追及しました。大学は「就業規則」の「有給休暇」の項目について一部を改善し、15回授業義務化について柔軟に対応できるよう変更したいと回答しました。

(文責・江尻)

## 立命・労働者過半数代表選、当組合候補善戦

衣笠キャンパス(有権者約2300名)での当選者は倉田原志さん(法学部教授。459票)、当組合から立候補していた長澤高明は209票でした。総投票数は738票、うち有効投票数は668票でした。びわこ・くさつキャンパス(有権者約2600名)での当選者は加藤ニコルさん(理工学部職員。393票)、当組合から立候補していたMark A.Sainsburyは115票でした。総投票数は603票、うち有効投票数は508票でした。朱雀キャンパスと茨木キャンパスは、立候補者がそれぞれ一名しかいなかったため信任投票でした。それぞれ、高尾さん(学事課。有権者約290名、信任219票)

と野村さん(リサーチオフィス。有権者約730名、信任279票)が信任されました。

昨年は、衣笠では専任が450票、長澤が182票、びわこ・くさつでは事務職員が357票、Markが80票でしたから、昨年よりは票を伸ばしたのですが、投票率は相変わらず低いので、とても「過半数代表」とは言えない状況です。教職員組合と関西非正規等労働組合(ユニオンぼちぼち)・当組合の3者で構成された選管では、投票率の向上を目指すべく、投票所の設置場所を工夫しました(衣笠ではキャンパス中央にある至徳館、びわこ・くさつでは教員ラウンジ)。また、広報を2回、教職

員組合の手でメールボックスに配付してもらいました。関西の他大学に比べれば一番民主的な選挙が行なわれているのですから、有

権者の意識をどうやって高めていくかが今後の課題だと思います。

(文責 長澤)

## 専任によるパワハラ問題で近畿大学と団体交渉!!

近畿大学の非常勤講師をしているBさんは、日頃から同じ市内に住んでいたこともあって同大学の専任教員から、買い物の同行、美容院の予約や付き合い、病院の送り迎え、試験問題を代わりに作成させられるなどを強要されてきました。

そうしたなかで、今年2月に専任と翻訳本をめぐりトラブルになりました。さらに専任が新しい授業科目を担当することになったためBさんにその授業資料を貸してほしい、パワーポイントの使い方を教えてほしいと依頼されましたが、トラブルとなったため断りました。すると専任は電話で「今後、Bさんの顔を見たくない。」など暴言を吐きました。

4月になり、専任は2・3回生にたいするガイダンスのなかで「B先生の授業は不開講になると思うから履修登録はしなくてよい。私の科目を取りなさい。」とウソを言って学生がBさんの授業を取るのを妨害しました。

しかし、事態はそれだけにとどまりませんで

した。専任は最初の授業のあとでBさんの授業の履修届を出していた学生を調べて、その学生全員に直接電話をかけて「B先生の履修登録をすぐ取消しなさい。」と学生に圧力をかけました。それによって、Bさんの担当科目のうち2科目が不開講の危機となりました。Bさんは組合に相談し、組合は団体交渉を申し入れました。また、学生も専任のやり方は学生の授業を受ける権利を侵害しているとして同大学の人権問題研究所に相談に行きました。

当組合は大学に団体交渉を申し入れ、5月10日に団体交渉をおこないました。大学側は、組合に対し「よく調べて対応を検討する。Bさんの授業は『不開講』にならないようにする。」と回答しました。同大学のハラスメント委員会は学生を含め当該から事情聴取をおこない、判断が下される予定です。組合は大学に対し専任教員に厳しい処分をするよう要求しています。(文責・江尻)

## 「なんで有期雇用なん!?!」学習会報告

6月18日にPLP会館で中島光孝弁護士を講師にお迎えして、「なんで有期雇用なん!?!」学習会「そのサイン、ホンマに同意なん!?!」を行いました。中島弁護士は関西単一労働組合大阪大学分会の組合員で大阪大学長期非常勤職員の石橋さんの雇い止め裁判を担当されており、2015年の有期雇用契約と引き換えに「雇用期間を2013年4月1日から

2015年3月31日とする」旨の不更新条項のある契約書に署名捺印するよう大学に強要された石橋さんの事例を論じられました。講演では、労働者と使用者双方の自由な意思に基づく労働契約の成立という、民法上の想定 of 孕む問題点(使用者に対し弱い立場の有期雇用労働者は、契約更新のために不更新条項を含む契約書に不本意に署名捺印せ

ざるを得ない)を、労働法の「労働者の自由 懇親会でも交流を深めました。  
意思に基づく同意」要件に照らして説明され、 (文責:新屋敷)  
大変勉強になりました。活発な質疑応答の後、

## 夏季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく 12 年半を迎えようとしています。今年から労働契約法 18 条(5 年で無期契約への転換権の発生)による無期転換権の発生をめぐって立命館大学と同志社大学で 5 年上限、10 年上限という新しい「就業規則」が導入されました。また、神戸大学でも以前に決めた 5 年上限の雇止めを撤廃していません。さらに当組合として冒頭の記事にあるような労働契約法 20 条違反の不当な差別的待遇についても裁判等でたたかっています。裁判等で組合として財政的に苦しくカンパよろしくお願ひします。

### 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に  組合員として加入します  賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所(      )

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)

組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費: 1 口 1000 円/年 (3 口以上の協力をお願いします)